

八甲田地区のツキノワグマ被害に係る対応について

1 八甲田地区のツキノワグマ被害に係る対応について

(1) 第3回「八甲田地区のツキノワグマによる人身被害等対策の関係者会議」

【開催日】令和6年8月21日(水)

【出席団体】環境省東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所、
農林水産省林野庁東北森林管理局青森森林管理署、
青森県、青森県警察、青森地域広域事務組合消防本部、
十和田市、一般社団法人青森県猟友会東青支部、青森市

(2) 入山規制等緊急対策の今後の方向性について

①登山道

○登山道は、優先順位ルートごとに、登山道整備・安全確認、安全対策を実施後に
山岳ガイドと山岳団体による試験開放、その後一般開放と段階的に規制解除

※「八甲田登山道等の閉鎖解除予定日について」(R6.9.6青森県発表)は別紙
資料1のとおり

②国有林等の森林エリア

○国有林については、森林法により山菜採りを目的とした入山は規制されている
ことから、引き続き入山規制を継続

※「森林法に基づく入山規制区域図」は別紙資料2のとおり

○国立公園の特別保護地区については、自然公園法により植物の採取等は禁止さ
れていることから、引き続き禁止区域についての周知を継続

※「自然公園法に基づく植物採取等禁止区域図」は別紙資料3のとおり

■森林法 抜粋

第八章 罰則

第九十七条 森林においてその産物(人工を加えたものを含む。)を窃取した者は、森林窃盗とし、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第九十八条 森林窃盗が保安林の区域内において犯したものであるときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

■自然公園法 抜粋

(特別保護地区)

第二十一条 ～略～

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国立公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

～略～

七 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。

第八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

～略～

二 第二十条第三項、第二十一条第三項又は第二十二条第三項の規定に違反したとき。